

A E D の納入仕様書

1 機器等明細

別添機器仕様書による。

2 納入場所

川越地区消防局ほか8箇所

- | | | |
|-----|-----------------|-------------|
| (1) | 川越市御成町1番地1 | 川越地区消防局 |
| (2) | 川越市御成町1番地1 | 川越北消防署 |
| (3) | 川越市大字久下戸3528番地1 | 川越北消防署南古谷分署 |
| (4) | 比企郡川島町大字平沼888番地 | 川越北消防署川島分署 |
| (5) | 川越市新宿町2丁目14番地7 | 川越中央消防署 |
| (6) | 川越市大字砂新田16番地3 | 川越中央消防署高階分署 |
| (7) | 川越市南大塚1丁目1番地9 | 川越中央消防署大東分署 |
| (8) | 川越市伊勢原町5丁目3番地 | 川越西消防署 |
| (9) | 川越市大字鯨井589番地1 | 川越西消防署名細分署 |

3 導入方法

別に川越地区消防組合が契約締結する賃貸借契約（リース）とする。

期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年間）

4 納入期限

令和8年9月15日

5 機器代金支払方法

賃貸借契約請負業者決定後、賃貸借契約請負業者から支払う。

機 器 仕 様 書

この仕様書は、川越地区消防組合が使用するAED（自動対外式除細動器）について定めたものである。

1 AEDの規格

川越地区消防組合が使用するAEDは、次の機能を有するものであること。

- (1) 二相性タイプであること。
- (2) 日本版救急蘇生ガイドライン（最新）に対応していること。
- (3) 今後改正が予定される日本版救急蘇生ガイドラインの内容に更新できる機種であること。（更新する場合、別途協議すること。）
- (4) 日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会が推奨する文言の音声操作ガイド機能を有していること。
- (5) 小児事案で対応できる機種であること。本体内蔵の切り替えスイッチで対応できること。
- (6) 電極パッドの装着、除細動の適否、心肺蘇生法など救命処置に係る一連の操作を音声でガイドする機能を有していること。
- (7) 電極パッドを貼ると自動で心電図波形を開始し、除細動が必要な場合に充電する機能を有していること。
- (8) 放電ボタンを押すだけで放電できる機能を有していること。
- (9) 1日1回以上のセルフテスト機能を有すること。
- (10) セルフテスト機能は、本体、バッテリー、電極パッドを含めた総合的なテスト機能であること。
- (11) セルフテストの結果がインジケータ等により容易に視認できる機能を有していること。
- (12) アラームで異常を警告する機能を有していること。
- (13) バッテリー残量が容易に視認できる機能を有していること。
- (14) バッテリーは充電式若しくは交換式で継続的な使用が可能であること。
- (15) 70回以上の除細動ショックが可能な機種であること。
- (16) 使用時の心電図波形データを最大3件、保存最大時間90分以上保存できる機能を有していること。
- (17) 心電図波形データをパソコンに転送して管理できる機能を有していること。

- (18) 自動時刻補正機能を有していること。
- (19) IP66 以上であること。
- (20) 救急出場時における円滑な救急活動実施のため、川越地区消防組合が保有する救急車に積載する日本光電製の半自動式除細動器との互換性を有していること。
- 以上の機能を有すると川越地区消防組合が認めた機種は次のものとする。

・日本光電 AED-3100

ただし、川越地区消防組合が上記のとおり提示する機能と同等以上の機能を有した機種を選定する場合は、担当者の承認を得ること。

2 数量

- (1) AED 28 台（なお、次の付属品についても納入すること。）
- | | |
|---------------------------|------|
| ① 専用バッテリーパック（SB-310V） | 28 個 |
| ② レポート表示設定ソフトウェア（QP-551V） | 9 個 |
| ③ ブルートゥースアダプター（MM-BTUD相当） | 9 個 |
| ④ 専用キャリングバッグ（YC-310V） | 28 個 |
| ⑤ 未就学児・小学生～大人共通パッド（P-740） | 56 個 |
- (2) AED 収納ボックス 10 台（消防局 2 台・消防署・分署各 1 台）
- ① 消防局 2 台（壁掛けBOX 1 台 スタンドBOX 1 台）
消防署・分署各 1 台（壁掛けBOX 8 台）
- ② AED 収納ボックスの設置に係る経費も入札価格に含めること。
- ③ ボックス部分の寸法は、高さ 45 センチ、幅 40 センチ、奥行 18 センチ程度とすること。
- ④ 納入しようとする AED 本体をキャリングケースに収納した状態で、AED 収納ボックスに収納できること。
- ⑤ AED 収納ボックスから AED を取り出す際、周囲に AED の使用を知らせるように警報が鳴ること。
- ⑥ アラーム部品の電源は電池を使用し、別に電源工事は行わないこと。また、電池は容易に交換できること。
- ⑦ AED 本体の設置用として、製造元の承認を得た製品であること。
- ⑧ AED 収納ボックスの設置工事を行う際には、AED 設置施設の担当者と設置位置、設置時期等を十分に協議すること。
- ⑨ AED 収納ボックスの納入期限は令和 8 年 9 月末までとする。なお、AED 収

納ボックス設置後、AED本体の納入前はカバー等をかけ、AED本体が入っていると誤認させないようにする。

⑩ AED収納ボックスは、賃貸借期間満了後に現状有姿のまま、川越地区消防組合に所有権を無償で移転すること。

3 その他

- (1) 納品する物品は、すべて新品であること。
- (2) 通常の保管管理状態で故障等が発生した場合は、受注者の指定する納入業者により速やかに対応すること。
- (3) 契約金額には、設置費用及び諸費用等の全ての費用を含むものとする。
- (4) 納入するAED本体の機種はすべて同一機種とすること。
- (5) 本仕様書に記載がない事項であっても川越地区消防組合が必要と認める事項については、可能な限り対応すること。
- (6) AEDに不具合など修理が必要な場合、修理業を取得している県内業者または製造元メーカーが対応すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項その他について疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

担 当

川越地区消防局救急課

救急管理担当

TEL 049-222-0160 FAX 049-224-2211